

令和元年

全員協議会記録

令和元年9月5日

和光市議会

全 員 協 議 会 記 録

◇開会日時 令和元年9月5日(木曜日)
午前10時35分 開会 午前11時00分 閉会

◇開催場所 全員協議会室

◇出席議員 18名

議 長	吉 田 武 司 議員	副議長	待 鳥 美 光 議員
1 番	菅 原 満 議員	2 番	猪 原 陽 輔 議員
3 番	熊 谷 二 郎 議員	4 番	鳥 飼 雅 司 議員
5 番	内 山 恵 子 議員	6 番	齊 藤 誠 議員
7 番	伊 藤 妙 子 議員	8 番	富 澤 啓 二 議員
10 番	金 井 伸 夫 議員	11 番	赤 松 祐 造 議員
12 番	小 嶋 智 子 議員	13 番	松 永 靖 恵 議員
14 番	萩 原 圭 一 議員	16 番	富 澤 勝 広 議員
17 番	安 保 友 博 議員	18 番	齊 藤 克 己 議員

◇欠席議員 なし

◇出席説明員

市 長	松 本 武 洋	副 市 長	大 島 秀 彦
企 画 部 長	橋 本 久	総 務 部 長	安 井 和 男
市民環境部長	中 蔦 裕 猛	総務部次長兼 総務人權課長	寄 口 昌 宏
市民環境部 統括技術監	清 水 敏 男	資源リサイクル 課 長	福 島 達 也
資源リサイクル 課 主 幹	鈴 木 恵 一	資源リサイクル 課 長 補 佐	高 野 晴 之
秘書広報課長	松 戸 克 彦		

◇事務局職員

議会事務局長	本 間 修	議 事 課 長	末 永 典 子
議事課長補佐	細 野 千 恵	主 任	小 林 巖

◇本日の会議に付した案件

朝霞市・和光市ごみ処理広域化における事業主体について

その他

午前10時35分 開会

○吉田武司議長 ただいまから全員協議会を開催します。

初めに、市長より挨拶をお願いいたします。

○松本市長 それでは、先ほどの本会議に続きまして、全員協議会を開催いただき、ありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

本日でございますが、朝霞市とのごみ処理広域化につきまして、共同処理を行う事業主体の方向性を、朝霞市、和光市、ごみ処理広域化協議会において、決定しましたので、その経過と今後の予定についてご説明させていただきます。

それでは担当部長からご説明申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○吉田武司議長 市長は公務のため退席をいたします。

休憩します。(午前10時36分 休憩)

再開します。(午前10時36分 再開)

本日の案件は、朝霞市・和光市ごみ処理広域化における事業主体について、その他です。

朝霞市・和光市ごみ処理広域化における事業主体について 説明願います。

中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 それでは、朝霞市・和光市ごみ処理広域化における事業主体について、ご説明を申し上げます。

お手元にごございます資料1、事業主体決定に向けた調査結果をご覧ください。

今年度より朝霞市と協議を開始したごみ処理広域化における事業主体につきましては、一部事務組合を新たに設立するのか、それともまた今ある朝霞地区一部事務組合へ編入させていただくかについて検討してまいりました。朝霞地区一部事務組合とは、資料にあるとおり、去る令和元年5月20日に、編入させていただくことについて、協議を依頼したところでございますが、6月10日付けで協議が整わなかったことについて、結果通知が届いております。

このことから、去る8月23日に開催いたしました、第2回朝霞市・和光市ごみ処理広域化協議会において、新規に一部事務組合を設立する方向性を確認し、今後、協議を進めていくことになりましたことをご報告いたします。

次に資料2、A3横のカラー刷りの資料になりますが、こちら組合の新規設立に向けたスケジュールになっております。表の内容といたしましては、一部事務組合の設立までの必要な手続き、議会の日程、ごみ処理広域化協議会の開催時期及び議題、その他準備事項等となっております。ポイントといたしましては、表の右上、赤字のところ、令和10年度の稼働を目指すために、令和3年度から施設整備基本計画の策定に着手する必要があるがございます。そのためには令和2年10月までに事業主体を設立し、事業主体すなわち一部事務組合が交付金の手続きを行い、令和3年度当初までに交付金の内示を受ける必要があるがございます。

各項目の内容としましては、上段の組合設立手続きにつきましては、令和2年6月定例会に

組合設立議案の上程を目指し、組合の名称、定員規模、組合議会など組合の中身について両市で協議いたしまして、令和2年4月には、一部事務組合規約案を作成し、両市の合意に達したいと考えております。そして令和2年6月定例会でご承認をいただいた暁には、許可権者である埼玉県へ申請を経て、10月に組合を設立し、共同事業を開始できるものと考えております。

表3段目のごみ処理広域化協議会につきましては、今後11月、2月、次年度4月、7月に開催する予定です。協議の議題については、規約で定める事項等についてを予定しております。

表左下の組合組織のイメージ図（案）につきましては、他の一部事務組合を参考として、管理者及び副管理者以下10人程度の配置を想定した組織図案となっております。今後、必要人数等につきましては、両市で協議をしていく予定であります。

組合の設立に向けまして、組合議会の内容につきましても、議会事務局をとおしてご協議させていただくことを予定しておりますので、その節はご協力を賜りますようお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○吉田武司議長 以上で説明は終了しました。

今の説明内容を踏まえて、質疑のある方は挙手願います。

赤松議員。

○赤松祐造議員 今の説明で、組合事務室に10人くらいの事務員と聞こえたんですが、そんなに人が必要でしょうか。その辺を説明してください。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 朝霞地区一部事務組合と同様に、事務管理を行う部門と、工事が始まれば工事部門と人が分かれてきますので、市役所でいえば人事担当もいますし、それから工事部門を行うような現場担当もいるということで、近隣や埼玉県内の組合の事情もいろいろ考慮した結果、10名程度が必要人数と考えております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 その方は、工事が入ったら管理すると思うんですけど、稼働したときに何人かはそこに残るようになると思うんですけど、そういうことも踏まえた人事になるんでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 はい。そのように考えております。

○吉田武司議長 齊藤誠議員。

○齊藤誠議員 資料右下のポイントには、組合事務所の設置場所については、当面の間、和光市役所内に置く方向で検討するということが記載されていますが、和光市役所内の狭隘化が問題となっていますが、このような設置場所を置くスペース的な余裕はあるのでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 はい。なるべくこの市役所の中で考えたいと思っておりますが、

ただ、今の会議室等も大分少なくて厳しい状況もございますので、見当たらなければ他にということも考えうるんですが。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 補足させていただきます。

やはり、建設して運営するまでの間は、執行部または議会との調整とかありますので、離れた場所ですと円滑な事務ができないということで、基本的な考え方としては、庁内に置きたいと。たしかに、まだ狭隘化の検討もしておりますので、その検討の中にもこれを入れて、どこかスペースを見つけて、極力、庁内において、安定的に運営できるような形ができましたら、今度はまたその場で考えるという形で思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○吉田武司議長 金井議員。

○金井伸夫議員 もともとこの事務は和光市と朝霞市の2市で、広域で、進めるという前提で進めていたと思ったんですが、朝霞地区一部事務組合に編入を申し入れたが四市の協議が整わなかったということですが、朝霞地区一部事務組合への編入を申し入れをした理由が何かある訳ですか。

○吉田武司議長 中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 四市構成市が共通の事務を執り行わない場合でも、一部事務組合ができるというのが、地方自治法の285条にありまして、それを複合的一部事務組合と言いますけれども、そういう形で既存の施設のところに、この2市の廃棄物行政を事務の中に入れていただくというだけで、新たに議会を作らなくてもいいとか既存の施設をそのまま活用できるということで、粗々ですけれども、1億円程度の予算を削減できるというメリットもあるので、まずはそこからスタートして。結局、廃棄物処理施設というのは運転リスクが伴うものですから、相手方の2市がそのリスクを背負わなかったということもありまして、整わなかったという訳ですけれども、そこからスタートさせていただいたということでもあります。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 そこから独立した形で作る、これは僕は好ましいと思うんですけど、将来稼働したら、従来の朝霞一部事務組合から離れる、ほかに事業があるから離れるということはないですか。

○吉田武司議長 中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 ごみの焼却のところは朝霞と和光の2市だけの組合で、朝霞地区一部事務組合は消防とかし尿とかの四市共通事務をやっていますし、例えば新座市と志木市は、志木地区衛生組合でまた1つの組合を持っていますから、そういう形で個々独立の組合でやるという形です。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 令和2年度10月、組合が設立されて、最終的な稼働が令和10年度ということ

で、令和3年度から基本計画を策定してということですのでけれども、粗々の手順というのはどういう形で、稼働まで行くような形になるのでしょうか。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 令和2年度10月に組合が設立しまして、その後交付金申請を行って、基本計画の策定業務を令和4年度までに行います。それと並行しまして、環境アセスメントの実施を行います。そしてその後、都市計画の手続きを約8カ月ほど行いまして、事業者の選定を令和5年度から開始いたしまして、令和7年度に事業者の実際の整備が始まっていくと。整備に関しては、約3年をめでに考えております。令和10年度から供用開始というスケジュールになっております。

○吉田武司議長 赤松議員。

○赤松祐造議員 今聞くと、工期が3年とおっしゃったんですけど、杉並区は規模がもっと大きいですけども、工期に5年ぐらいかけてますよね。小さいから3年は短いほうでいいと思うんですけど、それぐらい工期はかかるのでしょうか。

○吉田武司議長 中葛市民環境部長。

○中葛市民環境部長 杉並区はかなり大きな施設ですので、一概に比較もできないのですが、最短で3年ということでそういうふうな見積りをしているところです。

○吉田武司議長 福島資源リサイクル課長。

○福島資源リサイクル課長 工事自体の期間が3年で、その前に実施設計といって、設計業務がその前に1年ありますので、プラス1年、4年間を設計と工事で見込んでおりますので、設計が早く終われば工事にも早く入れるというスケジュールとなっています。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 令和2年度10月から組合が設立されて、第1回の組合議会が開催されるということですが、組合議会の構成についてはどのようになっていますか。

○吉田武司議長 中葛市民環境部長。

○中葛市民環境部長 これも朝霞市との協議事項ですけども、構成が、例えば2市の一部事務組合を組んでいる蕨・戸田の衛生組合ですと、それぞれの市から10：10の議員を選出しているとか、そういうところもありますので、近隣の状況を見ながら決めていきたいなど。

○吉田武司議長 安保議員。

○安保友博議員 イメージとして総議員数といたら20人前後になるだろうという見込みですか。

○吉田武司議長 中葛市民環境部長。

○中葛市民環境部長 これはあくまでも私個人のところですけども、各市5、6名程度がよろしいのかなど。ですから10から15……。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 まだ確定的なことはこれから朝霞市と詰めてですね、先程の赤松議員からの組

合職員の規模も、一部事務組合の規模も、これから決めるということで、なるべく事務負担を軽減する考えを持ってこれから協議していきますので、今、ほかの地域で稼働しているものと同様という形ではなく、なるべくコンパクトにして効率化を図っていきたいと考えていますので、詳細については協議の結果をお待ちいただきたいと思います。

○吉田武司議長 菅原議員。

○菅原満議員 これから詳細は協議、検討されていくということなので、時々ご説明いただければと思いますが、イメージとして和光市の場合、旧焼却場があると、そういった扱いについても今後検討されていくということで理解してよろしいのか。

現在の焼却場のところに建てかえるとなるとその間のごみ処理の問題とか出てきますので、その辺について今後、どういうふうに検討されていくのかということもあるかと思いますが、現時点でのイメージというか、その辺についてご説明をお願いできればと思うんですが。

今後、協議の中でどう動くかということもあるかと思いますが、お願いできればと思います。

○吉田武司議長 中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 一部事務組合が設立した暁には、法人格をとりますので、財産の取得ができるということで、朝霞市と和光市、それぞれの関連するところについては、一部事務組合の財産になるという形になると思います。

それで、尚且つ、都市計画上は廃棄物処理施設になっていますので、他の転用は都市計画を変えればできるわけですが、基本的には都市計画に沿った活用となります。

現行はごみ焼却処理施設の合意は達しているわけですが、今後、廃プラとか粗大とかそういうところもやっていくわけですから、例えばそういう活用も今後、十分していかないといけないのかなということで、2市の間ではそういうような話をしている状況でございます。

具体的には今後になるのですが、そういうような活用にしていこうかと考えております。

○吉田武司議長 大島副市長。

○大島副市長 基本的には、設計をして工事をして、稼働するまでの間のごみ処理の問題がありますので、それをまたほかに委託するという形ではなく、やはり、その工事期間中、新しい施設が稼働するまでの間は、自前の施設を使って、やっていかなければなりませんので、そういう前提で設置計画を考えますので、既存のものについては、稼働するまでの間は使うという考え方で、両市ともその考え方でいますので、その前提での施設計画になるかと思っています。

○吉田武司議長 富澤勝広議員。

○富澤勝広議員 何点かお聞きしたいことがあります。

調整の経緯の中で、朝霞地区一部事務組合に編入についてお願いをした経過があったようですが、結果として、四市の協議が整わなかったということで、報告があるんですけれども、実際、これ内容はどういうことだったのか。要するに構成市四市にすべてにかかる問題ではなくて、朝霞市と和光市の問題だから、それはだめですというお話だったのか。それについて、まず1点、お聞きしたい。

あと、資料2の中に、令和10年度に稼働開始を目指す、とあります。朝霞市と和光市の2市で、広域でやるという合意書の中には、要するに、焼却場を設置する市が、ヘッドというか、長になって、協議をしていくというような内容があったかと思うんです。仮にそうした場合、和光市に新しい施設を作るとなると思うんですよ。そうした場合、和光市にそういう土地があるのかどうか。そういくことを想定されているのかどうか。

もう1点は費用面ですけれども、たぶん今、新しい施設に対する積み立て、そういったものがないのではないかと思います。通常言われているのが、1t1億ぐらにかかるとはではないかというお話もあると思うんです。そうした場合、資金的な面で、財政的な面で、令和10年度に稼働開始でかかるとすると、建設に3年ぐらにかかるということであれば、その前までには資金がなくてはならない話ですから、その辺の財政的な面はどうするのか。

その3点についてお聞きしたいと思います。

○吉田武司議長 中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 まず1点。朝霞地区一部事務組合のところ、繰り返しになりますが、断られた経緯というのが、焼却施設の運転リスクを他の2市、朝霞市と和光市は当事者ですけれども、志木市と新座市がその運転リスクを背負えなかったということで、そこが主たる理由で整わなかったということでございます。

あと、土地ですけれども、今、旧清掃センターの坂下土地改良区のあたりになるんですけれども、そこを拡幅して、用地にあてるといふふうに考えています。本来であれば、十分な規模があるんですけれども、あそこに高压線が走っていますので、その線下には炉が建てられないという経緯もございまして、若干というか、1ヘクタール程度になろうかと思いますが、その辺の拡幅は、隣接するところが予定地というような形で考えております。

財政面につきましては、大変厳しい中でございますけれども、PFI等、DBO (Design Build Operate) になる可能性が高いのですけれども、そういう形で民間活力を入れながら厳しい財政を乗り切っていきたいと。具体的などころまでは出してはいないのですけれども、そういう形で取り組んでいきたいと考えております。

○吉田武司議長 齊藤克己議員。

○齊藤克己議員 次回のスケジュールを見ていると、全員協議会が来年4月ですか、協議書が案としてあがってきて。もろもろ組合の内容等が決定した段階で、全員協議会を開くという形になるのでしょうか。どのような内容になるのか確認させていただきたいと思います。

○吉田武司議長 中蔦市民環境部長。

○中蔦市民環境部長 案のご提示をさせていただくのですけれども、上段の組合設立手続きの点線で囲ってある事実上の協議というところ、この項目について、案になりますので、この辺の項目についてお示しをさせていただくというイメージでございます。

○吉田武司議長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」という声あり〕

なければ以上にて質疑を終結します。

その他、各議員からございますか。

なければ、本日の協議事項は、これにて終了しました。

記録につきましては、正副議長に一任願います。

以上で全員協議会を閉会します。

午前11時00分 閉会

議 長 吉 田 武 司

副 議 長 待 鳥 美 光